

平成27年第4回荅北町議会臨時会会議録（第1日目）

平成27年第4回荅北町議会臨時会は、平成27年7月22日荅北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	松本 良人	2 番	廣田 幸英
3 番	高戸 幸雄	4 番	松野 重幸
5 番	倉田 明	6 番	石田 みどり
7 番	野崎 幸洋	8 番	浜口 雅英
9 番	田嶋 豊昭	10 番	山下 時義
11 番	錦戸 俊春（副議長）	12 番	山本 政人（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長 宮崎 裕 昭 書 記 野 田 寛 子

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章 二	副 町 長	松野 茂
教 育 長	芦塚 博 昭	総 務 課 長	山崎 秀 典
税務住民課長	益田 大 介	土木管理課長	山口 仁 人
農林水産課長兼 農委事務局長	野田 尚 之	企画政策課長	荒木 広 之
福祉保健課長	田尻 伸 治	健康増進室長	山崎 敬 一
水道環境課長	小林 和 文	会計管理者兼 会計課長	大田 勝 彦
教育課長	汐崎 正 喜	商工観光課長	立山 清 剛

8. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定の件
- 日程第3 承認第11号 専決処分の承認について
専決第11号 平成27年度苓北町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議案第43号 平成27年度苓北町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第44号 請負契約〔志岐漁港臨港道路2号橋上部工新設工事〕の
締結について
- 日程第6 議案第45号 請負契約〔町道赤仁田線災害復旧工事〕の変更締結につ
いて
- 日程第7 請願第1号 安全保障関連法案に反対する請願
- 追加日程第1 発議第2号 安全保障関連法案に反対する意見書の提出について

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（山本政人君） おはようございます。

只今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、只今から平成27年第4回荅北町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山本政人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番、野崎幸洋君、8番、浜口雅英君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定の件

○議長（山本政人君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定しました。

-----○-----

日程第3 承認第11号 専決処分の承認について

専決第11号 平成27年度荅北町一般会計補正予算（第2号）

○議長（山本政人君） 日程第3、承認第11号、専決処分の承認について、専決第11号、平成27年度荅北町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 承認第11号、平成27年度荅北町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認についてをご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年度荅北町一般会計補正予算を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

これは、6月10日から11日までの豪雨により発生した災害に対応するための補正でございます。

なお、内容につきましては、企画政策課長からご説明をいたさせますので、よろしくご承認のほどをお願いを申し上げます。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） それでは、平成27年度苓北町一般会計補正予算（第2号）の内容について、ご説明いたします。

歳入歳出それぞれ1億2,546万8,000円を追加しまして、総額を49億848万8,000円とするものでございます。今回の補正は、平成27年6月10日から11日にかけての豪雨による災害に対応する経費の計上が主なものでございます。

主な点について説明をさせていただきます。

6ページをお願いします。

歳入でございますが、款17繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金、節1財政調整基金繰入金は、今回の補正の財源が不足しますので、財政調整基金取崩しを1億円とするものでございます。

7ページをお願いします。

款18繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金は、平成26年度決算確定に伴い2,546万8,000円の増額です。

8ページをお願いします。歳出です。

款2総務費、項1総務管理費、目12庁舎管理費、節11需用費は、雨漏り等の修繕料63万8,000円の増額です。

9ページをお願いします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費、節11需用費5万2,000円の増は、大雨による浸水家屋の消毒用薬剤の購入費の増でございます。

10ページをお願いします。

項2清掃費、目1清掃総務費、節3職員手当等は、災害対応の職員時間外勤務手当8万円の増額です。目2塵芥処理費、節13委託料は、大雨により発生しました災害廃棄物運搬等の委託料34万6,000円の増です。

11ページをお願いします。

款5農林水産業費、項1農業費、目5農地費、節19負担金補助及び交付金は、農地等小災害復旧事業補助金340万円の増額です。

12ページをお願いします。

項2林業費、目2林道費、節14使用料及び賃借料は、災害対応の重機借上料740万円の増額です。目3治山事業費、節19負担金補助及び交付金は、小規模治山事業補助金400万円の増額です。

13ページをお願いします。

款6商工費、項1商工費、目3観光費、節11需用費は、四季咲岬公園内の道路の路肩部分の修繕料45万4,000円の増額です。

14ページをお願いします。

款7土木費、項2道路橋梁費、目2道路維持費、節1.1需用費は、道路等の修繕料700万円の増額、節1.4使用料及び賃借料は、災害対応の重機借上料1,580万円の増額です。

15ページをお願いします。

項3河川費、目1河川総務費、節1.1需用費は、河川護岸等の修繕料300万円の増額、節1.4使用料及び賃借料は、重機借上料720万円の増額です。

16ページをお願いします。

款8消防費、項1消防費、目4災害対策費、節3職員手当等は、警戒態勢での配置を含む災害対応の時間外手当80万円の増額です。

17ページをお願いします。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費、節1.1需用費は、小路川の氾濫により土砂が流入し被災しました旧坂瀬川中学校グラウンドと坂瀬川駐輪場の修繕料162万円の増額です。

18ページをお願いします。

項2小学校費、目1学校管理費、節1.1需用費は、小路川の氾濫により土砂が流入し、被災しました坂瀬川小学校プールの修繕料120万円の増額です。

19ページをお願いします。

款10災害復旧費、項1農林水産業施設災害復旧費、目1農業用施設災害復旧費、節3職員手当等は、時間外勤務手当10万円の増。節1.3委託料は、測量設計委託料799万9,000円の増。目2林道施設災害復旧費も同じく、節3職員手当は、時間外勤務手当10万円の増。節1.3委託料は、測量設計委託料589万9,000円の増です。

20ページをお願いします。

項2公共土木災害復旧費、目1河川等災害復旧費、節3職員手当等は、時間外勤務手当50万円の増。節7賃金は、災害現場の樹木伐採等作業賃金27万9,000円の増。節9旅費は、設計打合せ等の旅費20万円の増。節1.1需用費は、消耗品費、燃料費、あわせて26万1,000円の増。節1.3委託料は、査定設計委託料5,200万円の増。節1.4使用料及び賃借料は、樹木等伐採に係る軽トラックの借上料14万円の増。目1.5は、工事請負費500万円の増額です。

以上で、苓北町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

ご承認のほど、よろしく願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

倉田君。

○5番（倉田 明君） 倉田です。

只今、担当課長から災害等についての補正がありました。

ご承知のとおり、今回11日早朝にかけまして、町内各地で、国道、あるいは家屋、あるいは河川等の被害が生じたわけですが、兼ねてから、いろんな危険箇所等については、随時、町のほう、あるいは県のほうで対応されて解消しつつありますが、特に今回、都呂々の九電のところの国道、また、志岐の河川、あるいは坂瀬川、都呂々等々の河川も相当痛んでおります。特に志岐川におきましては、県の管理下のもとで、町長のご努力で随時年次計画立てて改修されておりますが、町長にお尋ねいたしますが、今後、町内の国道、あるいは河川等の改修について、今回の災害を受けてどのような考えでおられるのか、改めてお尋ねいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） まず、志岐川の氾濫につきましては、ご承知のとおり、蛇行、蛇行できている川でございます。

水量が多くなりますと、当然どっかでぶち当って氾濫をするわけですが、これは、根本的に直すには、やはり、正式な河川改修をやるべきだと、これは十数年前に話が出ておりましたが、諸々の課題を解決できずに沙汰やみになった。なかなかこれは、地権者の問題がありますので、難しいと。それとあわせて、上流側だけをまっすぐになりますと、逆に今度は下流のほうで勢いがつき過ぎて危なくなる。住宅密集地域でもございますので、なかなか難しいところでございます。

今後につきましては、県ともよく相談をしまして、できるだけ災害が起こりにくいような形を、いまの状況にある程度維持しながらどうやっていくかということ、やっぱ深く掘り下げて検討すべきではないかと考えているところでございます。

また、389号線の崩れにおきましては、なかなか土質の問題もございまして、何回工事しても同じようなところが災害にあうというような状況でございます。これにつきましても、根本的にどうするのかということをもう少し専門的な観点で、今後、話を聞いた上でできるようであれば、災害の起こりにくい国道沿線にしていきたいと考えておりますが、これも大々的な工事が必要になってくるかと思っておりますので、その辺のところは課題だと考えているところでございます。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） なかなか、国の予算等、あるいは町の予算等もありますし、一挙にはいかないことは承知しております。

特に都呂々の国道方面につきましては、昨年も九電さんのところは崩れております。

やはりあそこは抜本的に、町長が言われるようにどうするかということ、やはり考えて年次計画ですと手前から順々についていきますか、そこだけじゃありませんが、や

はりそういうことで進めていかないと、今度、幸いにも人的被害はあっておりませんが、やはりいろんな土砂落石等でもどうなるかわかりませんし、そういった類似の事故も県内でも起こっております。

あわせて、先程、河川の改修等もありましたが、非常に土地の所有者の問題、あるいは上流下流の民家等の問題、あるいは水流の問題等々ありますが、これも上流から下流まできちっとした計画を、もう一度検討されて対応いただければと思っております。

そのほか、低地帯の民家等もありますし、いろんながけ崩れ等もあります。そういうことを抜本的に、未然に防ぐ意味からも再度検討いただければと思っております。

終わります。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

浜口君。

○8番（浜口雅英君） いま、倉田議員からの質問に対し、町は根本的にやっていこうと。国県あたりにも相談をしていくということでございます。

このような話は、ずっとそのたびごとに聞いています。それで、こちら辺ではっきり調査をされて、現況をですね。

たとえば、県管理、町管理の河川・橋梁・道路、それから危険地帯と思われるような低地の住宅地などなどを検証されて、そのことに対する対策を、当然、国県に頼らざるを得ない部分が多いかと思いますが、そういうものも含めて、振興計画、長期振興計画、あるいは短期、中期、そういうものを具体的な形で表してこそ、町民の皆さんの理解が得られるとじゃなかかと思えます。

こういう問題ができたときに国県に相談をします、できるだけ、なんていいますか、適切な維持管理ができるような、公共施設にしていきますということでは、住民の納得はなかなか得られにくいというふうに思います。

そういう意味で、このことについての振興計画をつくる考えはないか、お尋ねします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） いまの倉田議員の質問の中にありました志岐川、そして389号沿線のことだけを説明しますと、志岐川は地権者の問題がございます。

これは、それを解決してからでなければ、振興計画には乗せられません。

また、389号沿線につきましては、専門家の話を聞きますと、昔の海の石が随分混入していると、高台のほうにですね。それで、丸い石が多いので、滑りやすいということですから、これは、根本的に泥を取ってしまうか、何か、そういうことから検討しなければならないような状況だと考えます。

このことにつきましても、それができるのかどうか、しっかりと県とも打合せをした上で、その後の計画に、具体的な計画にできるのかできないのかも、やっぱり判断をし

なければなりませんので、そういう考え方でおります。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 地権者の、そういう工事にかかわる環境整備が先か、計画が先か、ということの話ですが、これは、災害とは関係ありませんけども、富岡の八久保線の舗装を苓北町でしない、集落区域の中で、未舗装はたぶんあそこだけだと思いますが、その問題も十数年来、そのまま地権者の問題で、まあ地権者の問題なのかどうかははっきりはわかりませんが、そういう関連で、関係で、未舗装のままで残っております。

そういう意味から考えますと、やはり計画にあげて、それからそれに向けて行政が積極的に取り組んでいくという気構えを見せるべきではないかという気がいたします。

それから、農業施設については、災害関係ですが、受益者の負担がかなりあります。

また、補助の対象にならない箇所もあるようです。これらに該当する箇所を調査していただいて、受益者負担の軽減に努めるための特例といいますか、財源の手当を国県の補助に加えて、町が独自に、そういう方に補助をしていく、手助けをしていくという政策はとれないのか。

町は、一次産業、特に農業は、基幹産業としてとらえておられます。しかし、農業を取り巻く環境は、いうまでもありませんが、従事者の高齢化、後継者不足、TPP等の課題も抱えておられます。このような中で、農業従事者の負担軽減のため、災害復旧事業補助金、要望等、何らかの手立てを、手段を打つべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長兼農委事務局長（野田尚之君） 只今、農業者の受益者負担の軽減ということでのご質問ですが、今回、補正予算で小規模農災、それと小規模治山事業ということで、町の単独補助で補助率は従来の50%ということで、増額をさせていただいております。

それで、受益者負担の軽減という観点から、今回、これまでは、年に1回の補助事業の活用ということでしたが、今回の水害等においては、年に豪雨災害ごとに災害箇所が変われば、災害箇所ごとに受益者が数回にわたって利用できるような改正を行っております。補助率についての負担については、現在そのままという状況でございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 今のは、従来年に1回だったものが、その災害を受けたたびごとに対象になるということで理解して良いわけですかね。

そういう部分について、もし、今までよりも良くなった場合、あるいは今までの制度でも構いませんが、そういう町の制度がある部分については、その被災を受けられた方

には十分周知、告知していただきたい。そして、積極的にそういう箇所も、現場を確認してもらいたいというふうに思います。

それから、6ページの財政調整基金の繰入金1億円ですが、これによる基金の残額はいくらになりますか。

それから7ページで、繰越金2,546万8,000円ですが、これは平成26年度の決算が確定したということですが、繰越金の総額はいくらで確定されたのか教えてください。

それから、12ページ、14ページ、15ページに重機の借上料がそれぞれ計上されております。林道が740万円、道路維持が1,580万円、河川費が7,200万円、その総額は3,440万円になります。借り上げされた機種はどういう機種になるのか、それから単価は統一してあるのか、それから時間は何時間ぐらいを計算されているのか、用途は、たぶん道路に落ちた崩土を取り除く作業だろうというふうに思いますが、用途にはどういうものがあるのか、お尋ねをします。

それから、13ページに、これは災害とは直接関係はありませんが、観光費の中で、現在物産館の柱がシロアリの関係で撤去されております。あそこは、今後の将来の考え方として、道の駅か海の駅かは構いませんが、あの物産館は荅北町で唯一の観光施設、観光の拠点であるというふうに思います。

そういう意味で、あの物産館の背後の土地、用地を取得して、一大観光拠点という形の取組は考えておられないか、いまの現状では大型バスでも入れないという状況になっております。やはり、観光で頑張っていくということであれば、韓国文化を取り入れたオルレも大事でしょう。それから、世界遺産の崎津に対応する手段も大切です。

そういう分も含めると、やはり荅北町の中継点として、道の駅、現在の物産館の拡充の構想はないのかお尋ねをします。

以上です。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） まず、6ページの財政調整基金ですが、平成26年度末現在で6億8,253万826円の残額でございます。これに、平成27年度当初予算で1億5,000万円の取崩し、それから、今回の1億円の取崩しということで2億5,000万円の取崩しということで、予算計上をさせていただいております。

次に、7ページの繰越金でございますけれども、総額で6,055万1,000円ということになります。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 12ページ、それから14ページ、15ページに計上いたしております重機の借上料につきまして、ご説明を申し上げます。

議員がご指摘のように、今回、災害が発生したことに伴いまして崩土等の取り除きを実施をするわけでございますが、バックホーにつきましては、大型、中型、小型という形で、それぞれ見積りを徴した中で町の単価というものを決めております。

大型のバックホーで4万円、中型が3万5,000円、小型が3万円ということですが、これはオペレーター込みの単価でございます。そのほか土砂の運搬のためのダンプトラックにつきましても、同じようにオペレーター込みで見積りを徴した中で町の単価というものを決めていただいております。

それから、業者のほうから箇所ごとに事業の実施でこういう機械をこれだけ使いましたと、で、想定の土量はどの程度ですよということで、ちゃんと写真と数量等の概略を報告をいただいた中で、町が精査をいたしまして、業者のほうに借上料という形でお支払いをするように予定をいたしております。

以上でございます。

○議長（山本政人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（立山清剛君） 物産館につきまして、背後の土地を利用して整備を考えているのかどうかというふうなご質問でございましたけれども、現在のところ、そこまでのところの計画はございません。

物産館につきましては、今年の春に御利益巡りを、物産館を中心に行ったところですが、今年の秋から冬にかけても物産館を使いまして、そういった振興策は考えておりますけれども、議員がおっしゃられたような計画というのは、現在はございません。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 繰越金の問題ですが、これは平成26年度の決算額で6,500万円ですか、になってくつですね。そうすると、あれは、繰越金は法律で半分残さんばんとじゃなかですかね。全部使うてよかわけですか。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 法に基づいた積立ては行ってございまして、その残額が6,000万円ということです。

○議長（山本政人君） それで、よかったですか。

浜口君。

○8番（浜口雅英君） お尋ねしたのは、平成26年度決算の繰越金の総額ですよ。

その総額が出てきて、そして出てきたから、当然今度の補正予算に前年度繰越金を財源として補正されてあるわけです。それで、私はそういうことで地方自治法に基づく繰越金の使い道、そのことが今度は総額で6,000万円になりますよね。繰越金がですね。ということは、繰越金の総額は1億2,000万円なからんば、この6,000万円という形では使えないのではないかという気がします。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） すいません、総額で1億2,546万8,000円がありまして、基金に1億円積みまして、残りが今回の2,546万8,000円の補正ということなんです。

○8番（浜口雅英君） 終わります。

○議長（山本政人君） はい、ほかにありませんか。

石田君。

○6番（石田みどり君） すいません、ちょっとお尋ねをいたします。

九電のところの国道なんですけども、あそこは通学路になっておりまして、自転車通学をしていらっしゃる生徒さんもいらっしゃいますので、できるだけ安全に早く通学ができるようにということで、先日、県の県議会議員も来ていただいて調査をいたしましたけども、県のほうにもそういうことで話をすることでしたので、ぜひ、通学路を確保するという部分でも安全な通学路を確保できるように、早くお願いしたいなというふうに思っております。

それから、もう1件なんですけども、11日の集中豪雨の折りに避難所へ避難指示が出ましたよね。避難所へ避難するとき、毛布とか持って避難してくださいというのがあったようにも思います。でも、あの集中豪雨の中で避難するだけでも大変なのに、そういうものを持って避難できるという状態ではございません。

だから、公民館とか、主な避難場所に毛布とかを常備、置いていただくようなことはできないんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（山本政人君） どなたですか、通学路の関係は。

町長。

○町長（田嶋章二君） これは全て、土砂災害が起因して非常に危険な状態になるわけでございます。

そういうことで、なるべく早く、県に、その対応をしていただくように。根本的には先程、浜口議員から質問がありましたように、これは本当に大幅なことをやらないと、繰り返し繰り返し起こる場所でございますので、まずは、なるべく早く危険と思われる、実際崩れておりますので、なるべく早く工事にかかっているようお願いをしたいと思います。

○議長（山本政人君） あとは、避難時の対応。

総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 避難時の対応につきましては、役場のほうで、それぞれ各地区に避難所を設けます。そこに避難をしてくださいというようなことで、放送等を行っているところでございます。

避難所を開設した場合につきましては、町のほうで、長期になる場合は、食料品、そういうものの支給を行うことにしているところでございます。

○議長（山本政人君） さっきの質問はな、それについて答弁をせんと。

○総務課長（山崎秀典君） 毛布等を持ち込んでくださいという、そういったことの放送はしておりませんし、長期になる場合は、そちらのそういった毛布等の備品類についても町のほうで備品の備蓄をしておりますので、それを使うということになります。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） 備蓄をしていらっしゃるわけですね、毛布等は。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 毛布等を含めまして、飲料水、食料品、備蓄をしております。

○議長（山本政人君） よろしいですか。

石田君。

○6番（石田みどり君） それは、主な避難場所ということになりますか。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 町が指定した避難所ということになります。

○6番（石田みどり君） 全部に毛布とか常時完備してあるわけですね。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 各地区の避難所に常備をしております。

○6番（石田みどり君） ありがとうございます。

○議長（山本政人君） よろしいですね。

ほかにありませんか。

田嶋君。

○9番（田嶋豊昭君） 農災の件ですけれども、今、浜口議員からもありましたけれども、お尋ねします。

小規模の対応、そこら辺は、今、何件ぐらい申込みがあってるか。

これは、11ページの340万円のこれで対応しているわけですか。

そして、浜口議員も言われたとおり、今度はすごい農災が、ミカン山あたりがものすごく酷いです。だから、40万の上限で、20%の補助でこれだけで足りるかなという気持ちもあります。だから、町県あたりでも、さっき浜口議員からもありましたけれども、改めてもう1回県あたりでもお願いして何か補助ができないか、農業の負担、これからもうどうしようかという人も多いです。ミカン作付けの人たちですね。

そこら辺も十分考えていただいて、もう激甚なんかは良い補助もありますけれども、それにかかれないということで、ある程度、県あたりにもお願いして、そういうことが

できないかお尋ねいたします。よろしく申し上げます。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長兼農委事務局長（野田尚之君） 農地等小災害復旧事業の現在の状況でございますが、現在は申請があがってきているのは10件程度でございます。

個人負担がございますので、どうしてもそういった状況でございます。

で、340万円の補正ということは、40ヶ所分です。平均の、上限が40万円ですが、全て40万円の最大使うということではなくて、昨年の実績の20件の平均を見ましたら、だいたい事業費が20万円程度、その分の半分の10万円の補助ということで、40件分の補正ということで340万円となっております。

農業者の負担軽減ということにつきましては、今後、軽減負担につながる事業がないものか、県の農地整備課とも協議してまいりたいと思います。

○議長（山本政人君） 田嶋君。

○9番（田嶋豊昭君） 一応そういう対応をすると、私も、町長も言われたんですけども、認定農業者のときにも県に、その都度会うたびに、いろいろ話してるんですけど、自分たちの担当じゃないとか、いろいろ言われて、進んでいないわけですね。

そこら辺で、町長あたり、どうですかね、考え方は。よろしく申し上げます。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 小規模の場合は、なるべく早くやって、早く次に進んだほうが良いということで、町も機動的に、これは活用できるようにしております。

あと、それよりも金額が大きい場合は、災害査定を国から受けまして、それからということでございます。で、来月、主な災害については、査定官がお見えになるようでございます。これは、ほんと早くしていただきたいんですけど、先方も早くしたいということで、早く来られたんじゃないかと、今度の日程はですね。日程を早く決めていただいた。ただし、やっぱり時間はかかります。

で、大きな災害もミカン山等ございましたので、これは国の査定を受けて災害の復旧を早くやるということが大事だと思います。

そして、あんまり大きくないところは、町の小規模を使っていたほうが金額も安くて済みますし、早く復旧できると思いますので、そういうお勧めもしているところでございます。

○議長（山本政人君） はい、よろしいですか。

田嶋君。

○9番（田嶋豊昭君） まだ10件ぐらいの申込みということですけども、小規模は。

これから、また稲を刈ったりなんかしたら、また出てくると思いますので、そういう対応も引き続きよろしく願いいたしまして終わります。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

山下君。

○10番（山下時義君） 10番山下です。

竹の迫海岸の問題で、それぞれの議員から心配の発言をいただきまして、誠にありがとうございます。

この場所は、過去において九電の埋立ての計画をした例もあるんですよ。ところが、反対がありまして、そのままになっているわけです。

先程から話があったように、11日に臨時議会があったわけですが、私たちが議会にも出席できないような、都呂々地区は、まさに孤立の状態にありました。八方塞がりですね。それぞれの道路は通れなくなっただけですよ。

都呂々には、病院もありません。診療所もなくなってございまして、もし、そういう病人とかけが人とか、いろいろ発生した場合はどうなるのかなど、地元では大変心配をいたしました。

先程、町長のお話では、今後は抜本的な考えであの線は改良していくんだというような強い発言がありましたが、ぜひ、この問題については、もう、そうないと思います。それぞれ災害が来まして、それぞれ工事もあるんですよ。ところが、残ったその地点が、そういうことで発生しておりますので、強く、この件については県のほうにも、ご要望していただいて都呂々の住民も、あるいは全員ですよ。道路はそれぞれの通行があるわけですから、ぜひお願いしたいと、そのことを強くお願いします。

そのことについては、町長から、もう一度、ご答弁願います。

それから農林水産課長のほうに、我々議員団でも、それぞれ災害があつてから、この災害地を視察されております。私は、ちょうど都呂々保育園の理事の研修会で出席できませんでした。ところが、すぐ帰ってきましてから視察をして、もう全部局長なり、あるいは建設課長、農林水産課長等にお尋ねをして回りました。

そういうことで、3委員会のご願いとして、小災害に対する補助率のアップというようなことも町長をお願いをしておったものでございます。つまり、現在では40万円の小災害については20万円ほどは町が補助をして、20万円は個人負担と、このようになっております。それをもう少し引き上げていただいて、そして、個人負担が、先程田嶋議員からもお話がありましたが、ミカン山等はいま、経営的にも非常に大変ですよ。そしてまた、農道なんかも大変ですよ。そういうこともあつてのお願いであつたわけですが、その回答が、全然考えていらっしやらないようですが、その点どうなっているのか、お尋ねします。以上です。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） まず、そのどうなってるのかということからお答えをいたしま

す。

まだ、整理がついておりません。で、1人1件かもしれませんが、数件かもしれませんが。それで、お一人の負担が大きくなるということであれば、そこで検討していきたいと考えているところでございますので、整理のついた段階で、また結論を出していきたいと考えているところでございます。

それと、都呂々が孤立した状態であるとおっしゃったのは間違いなことでございますので、このことにつきましては、工事が終わってるところは安心だということじゃなくて、この前工事したところも崩れております。

で、その原因が土質にあるということでございますので、ここのところは基本的に県とも相談しまして、調査をしまして、ほんとに土砂を取り除くということになると、莫大な金額と、そしてまた、その土砂の行き場所が、非常に困るわけでございます。

まず、根本的にどの程度のことをやれば、2度と起こらないのか、そのことも県とよく相談して、調査をお願いしていきたいと考えているところでございます。

また、再度でございますが、ミカン山は非常にいま、ミカンの状態が、経営が悪い状態の中で、ああいう形になっております。できるだけ、再度ミカンづくりを立ち上げていただきたいという思いがございます。そういった意味で、小災害、町の小規模の対応でできるやつは早くやっていただき、その件については、大きい場合は、やはり国の査定を受けた中で、どうするかと。そのところで、またその方たちの負担等々について、具体的に練ってまいりますので、町もそこで判断をしたいと考えているところでございます。

○議長（山本政人君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

山下君。

○10番（山下時義君） 竹の迫海岸については、そういう都呂々地区においては、大変な状態ということで、町長も十分認識いただいて、ありがたかったと思いますが。

やはり今後、農道とか道路なんかは、やはり住民もですよ、ある程度はつまり水の流れる方向がわかるわけですから、そういうとは、日頃から、この迫はどの方向に水を流したが良いかというようなご指導をすることも、非常に災害を食い止めるというようなことになっております。

何もかにも行政に頼るんじゃなくて、やはり私たちは、その地域、その場所で、それぞれちょっとした考え方で、非常に大きい災害が小さな災害に落ち着くというようなこともありますので、そういう指導も、今後は、特に土木管理課長、農林水産課長等は考えていただいて、住民の指導も大切じゃなかろうかと、私は日頃思っております。

その点、土木管理課長いかがでしょうか。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 議員のご指摘の様に、予防的な防災等の部分も含めまして、道路等々の維持にも努めてきているわけでございますけども、災害がいつ起こるか分からない状況の中で、なかなか住民の方も準備ができていなかったというのが、今回の大きな災害につながったんじゃないかというふうに思うわけでございますが。

今後は、町の河川等につきましても、必要な箇所については河川内の樹木の伐採等を計画を検討もちょっといまして指示をしておりますけれども、予防的な対応もある程度含めながら検討して、極力災害が起こりにくい体制っていうのは検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 今回、6月11日に大変な雨によって避難勧告が出されたわけですけども、その際、その日、ちょうど6月の定例議会も開催中でありました。

その時の対応としては、午後から開催を行うということで、議会は行われたわけですけども、その際、一部の町民の方から、「避難勧告が発令中なのに、議会を開催しても大丈夫なのか。」という、一部、そういった声も聞かれております。

また、小中学校の対応に関しても、「町民は避難指示が出ているのに、小中学生を学校に登校させていいものなのか。」という、そういった町民の方の疑問の声も実際聞いております。

そういった中で、今回、今後も、こういった豪雨災害、豪雨というのは、昨年も都呂々地区で災害が、大変な災害が出とるわけですけども、今回も茶北町内各地区で災害が出とるわけです。で、これからも豪雨災害というのは考えられますけども、今回のこういった避難指示が出ている間の対応といいますか、町の対応、反省点等そういったのがなかったのか、今回の対応で間違いはなかったのか、その点のお考えを、まず町長にお伺いいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） まず、非常な災害があつて議会を開くとか開かないとか、批判される方の気持ちがわかりません。

これは、一番大事な町の意味決定機関でしょう。

そこで大事なことが起こって、だから、ちょうどいいときじゃないですか。

それで、一応町のやるべきことを午前中にやって、午後から皆さん方のご意見も、もし出てきたら、それに対応することができるのではないかなと思って、これは、議会は議長権限ですけど、私は、開いたのは正解であつたと思っております。

学校に通学をさせたということは、ちょっと私も判断をしかねるわけでございますが、しかし、学校のほうが一番安全であるとは思っております。あとは、どういった考え方で、それをなされたのかということは、また教育委員会から答弁があると思います。

○議長（山本政人君） 教育長。

○教育長（芦塚博昭君） 豪雨のとき、町民には避難勧告が出ておりました。

学校の施設も一応避難場所として指定してありますので、学校におったほうが安全だという判断で登校させました。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 教育長の考えはよくわかるんですけども、たとえば、同じ校区内でも、学校のほんの近くに住んでいる子どもさんもいらっしゃいますけども、やっぱ通学等で、どうしても危険箇所を通らなければ通学ができないという子どもさんも少なからずいらっしゃると思うんですね。そういったときの対応として、学校が安全かもしれないんですけども、逆に自宅に待機させてるほうが安全な場合もあるわけですね。

そういったときに、たとえば、学校に避難させる場合であっても、通学させる場合であっても、それは保護者の、それこそ、送り迎え等、責任の下で登校させてくださいというような、そういった安全を第一優先とした考えの中での登校は、私もやむを得ないというか、良いと思うんですけど、全てが登校許可というのは、ちょっと今回の場合、逆に危険な子どもさんもいらっしゃったんじゃないかなという考えがあるんですけど、その点はどうでしょうか。

○議長（山本政人君） 教育長。

○教育長（芦塚博昭君） 今度の場合も、保護者がどうしても登校できない、我が家のほうが安全という方は我が家で待機していただいて、欠席扱いをしないという方法をとっております。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） それは、もちろん子どもさん対象の保護者の方に、そういった通知は、当然町民は知らなくても、保護者の方には通知は行ってたわけですね。

○議長（山本政人君） 教育長。

○教育長（芦塚博昭君） 保護者のほうには、全部行っております。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

松本君。

○1番（松本良人君） 1番、松本です。

いま災害について、いろいろと論議がなされておりますが、いま野崎議員のおっしゃった、通学路の問題。私は、合併当初、かなり何回かに分けて竹の迫の問題については取り上げていただきました。そして、意見書も出しました。しかし、何の対応もし

ていただくずにそのまま合併になりました。

4月から、まだ2ヶ月半ぐらいしかならんとに、このような災害が出た。

これは当然、私たちは予測されておりますので、かなりの強い要望をしたわけですが、町はそこまであまり重要視されてなかったのは事実じゃなかろうかと思えます。

特に、ある町村では大きな落石が転んできて、ご婦人の方が亡くなっておられます。

今回の豪雨においても、実は、教育委員会はどれだけ把握をされておられるかはわかりませんが、通学バスが通った後に、竹の迫のは上から崩れてきております。

たまたま、その通学バスが通った後に崩れてきておるから、人的被害はなかったと思えますけれども、もしバスあたりに、その崩落したやつが当たったとか、そういったことがあったとしたら、町はどこまで我々は責任を取らないかのかというようなことも考えられます。

そこら辺、どういった、今後、その通学バスの運行、あるいは、先程自転車通学のおつた、あるいは水高生の問題、いろいろ出ておりますけれども、これは都呂々ばかりじゃなかと思えますけど、そこら辺、どのように対応をなされるか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（山本政人君） 答弁は、どうされます。

教育長、いいですか。

○教育長（芦塚博昭君） 通学路の安全性につきましては、やっぱり先程町長が言いましたように、改良とか、安全防护の観点で県のほうに要望していく以外にはないのかなと考えております。

以上です。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） それは、当然なことじゃなかですか。当然でしょう。

当然のことをやってなかから、今回危険なことが発生したんでしょう。

ほって、まだ先程の野崎議員がおっしゃったから言いませんでしたけれども、都呂々あたりは通学バスが出たあとにご父兄が自転車通学の方を送って行ったそうです。

もう、そんなときには崩れとつとですよ。すぐあと追っかけたですけど。

そして戻ってから、学校に電話したときに初めて学校のほうから、「いつでも連れてきてよかですから、いつでも連れてきてください。」というような連絡をいただいたと。どういふもんかというようなことも、私にはございました。

それで先程、学校から各家庭に連れてこんばこんちゃ良かつですよと、学校で待機してくださいということは、あつてなかったんじゃなかろうかと思えます。

やはりそこら辺、真剣に考えていただいて、ぜひそこら辺もう一回、本当にこの合併の直前、こういった災害がありました。私も合併の委員の中に選ばれておりますからか

なり反対もしました。そこがびしゃってなってからでも良うはなかかということは、今の総務課長あたりにも再三申し上げておったところでもございますけれども、そこら辺の答弁を重ねてお願いします。

○議長（山本政人君） 教育長。

○教育長（芦塚博昭君） 私が学校から聞いた話では、学校のほうから要するに登校ができない。ほって自宅におったほうが安全っていう子どもは、やっぱり欠席っていうか、登校しておらない子がだいぶおりました。

たぶん、苓中では20何人おったと思います。

以上です。

○議長（山本政人君） はい、ほかにありませんか。

○1番（松本良人君） ちょっと待って。通学路の関係もまだ、今後どうされるのか。

○議長（山本政人君） 教育長。

○教育長（芦塚博昭君） バスの対応につきましては、今までどおり運行させていただきたいと考えております。

○議長（山本政人君） 通学路の整備については、さっき町長からもありましたけどね。

○1番（松本良人君） よかですか。

○議長（山本政人君） はい。

○1番（松本良人君） 何か、一辺倒の回答のようなもんですよ。

たとえば、先程予算のほうにも出ましたけれども、坂瀬川小学校のプールもやられましたよと。水が浸水してきていろいろ上がって、グラウンドもやられましたよと。坂瀬川でにゃ、学校が一番危なかったじゃなかですか。

今度合併しとって、上に引かっせばよかったかもしれませんけれどもね。小学校あたりは、どうなったかわかりませんが。

そこら辺、本当に考えておられるのかどうか。

それともう1つ。もう4回あります。いま、何回目ですかね。回数があると思いますけれど。

いま、河川の問題等については、昔から言われたけん、河川改修を、河川改修をというような答弁がなされてまいりました。しかし、そうじゃ、私はないと思います。

たとえば、坂瀬川の場合は、あそこの田んぼにいっぱい水が入ったのは、竹がいっぱい川に植わって、そこは川幅が狭うなるとるけん、あそこは氾濫しとつとですな。

それからもう1つ。そこの、シープルの下の、橋の下の決壊したのは、あれは昔から、私たちが、ようあのたまに眺めとったときに、井関の下が洗堀されとつとですよ。

あら確実に、私は維持管理の問題が、今回の災害のかなりの原因があつたんじゃないかなるか。極端に言えば、答弁で逃げはそういったことで、用地ができんうんぬん等あ

りますけれども、やはり維持管理とか、人災、人的な災害と私は思いますよ。

そういったことも含めて、ぜひ対応していただきたい。よろしくお願いします。

○議長（山本政人君） 答弁ありますか。

じゃあ、いま、そのようなことで対応をされるように要望をいたします。

ほかにありませんか。

高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 3番の高戸でございます。

土木管理課長にお願いでございます。今回、災害が大変多いわけでございますけれども、その中で補助災にかからない箇所が往々にしてあるんじゃないかならうかと思えます。

しかしながら、その補助災にかかるために従来からございました1工区、2工区、これは災害の距離感も問題がございますけれども、そういったふうにして、1工区と2工区を合冊して補助災に乗せるとかというふうな努力を今後ともしてほしいと思えます。

100ヶ所あろうが、200ヶ所あろうが、今の土木技術ではできるはずでございます。

特に、副町長も教育長も、従来、この担当をして100ヶ所あろうが200ヶ所あろうが出来るとばいってという気構えは、ほかの職員以上に持っておられるだろうと思えます。ですから、単独で修繕をするよりも、1ヶ所でも多く、1工区2工区の合冊方法等をとって、できるだけ補助災に乗せていただけるような手段と言いますか、設計を心掛けてほしいと思えます。以上です。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 高戸議員のほうから、災害復旧に関しまして工区の合冊によって、その単独の災害を極力減らして、公共災での採択をとというようなご提案がございましたけれども、従来、工区間が100mを越えない範囲内で合冊ができるというようなことになっております。

こちらのほうでも、そういう対応をいたしまして、多い箇所では1つの河川で8工区の工区分けをした中で事業の申請をするようなことで進めておりますので、なるべく単独での修理にならないように、公共災での採択をいただけるようなことで、一応お願いをするようにいたしているところでございます。

以上です。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） ないようです。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

承認第11号を採決します。本案は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第11号、専決処分の承認については承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第4 議案第43号 平成27年度荅北町一般会計補正予算（第3号）

○議長（山本政人君） 日程第4、議案第43号、平成27年度荅北町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田嶋章二君） 議案第43号、平成27年度荅北町一般会計補正予算（第3号）案について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に59万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を49億907万9,000円とするものでございます。

今回の補正予算は、6月に開催されました天草郡市中体連において優秀なる成績を収め、県大会に出場することになりました選手への補助金にかかるものが主なものでございます。

内容につきましては、企画政策課長からご説明をいたさせますので、よろしくご審議のほどを、お願いを申し上げます。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 議案第43号、平成27年度荅北町一般会計補正予算（第3号）案の内容についてご説明申し上げます。

平成27年度荅北町一般会計予算の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ59万1,000円を追加しまして、総額をそれぞれ49億907万9,000円とするものでございます。

6ページをお願いします。歳入です。

款9地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税、節1地方交付税は、普通交付税59万1,000円の増額です。

7ページをお願いします。歳出です。

款9教育費、項3中学校費、目1学校管理費、節19負担金補助及び交付金は、中体連県大会に出場する団体、男女ハンドボール、サッカー、個人戦に出場する女子ソフトテニス1組に対する県大会出場補助59万1,000円の増額です。

以上で、平成27年度荅北町一般会計補正予算（第3号）案の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

浜口君。

○8番（浜口雅英君） 新生荅北中学校がいろんな形で、県大会とか、あるいは国の大会とか、そういうものに出場することは、非常に喜ばしいことだろうというふうに思います。

そこで、ちょっとお尋ねですが、新生中学校における文化的、あるいはスポーツのいろんな部活動があるかと思ひます。そういう中で、その練習といいますか、そういう、こう足りない、兼用しているとか、そういう状況はありますか。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 主にスポーツ面でサッカーとかハンドボール、野球等でグラウンドの兼用はありますので、中学校ではできずにコミュニティーセンターとかのグラウンドでやっている状況はあります。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） いま、国では、オリンピックに向けて2,500億円の国立競技場の話があります。

一番良いのは、そういう形で荅北町で総合運動施設をつくりければいいんでしょうけども、実態としては、それはもう、できないということだったと思ひますので、そういう場合には、学校とも十分協議をされて、途中、行き帰りの交通事故がないように、場合によっては、巡回バスとかスクールバス、そういうのも使えるかと思ひますので、もし使えないときは、そういうものも使えるような制度にして、子どもたちを交通安全から守ってほしいと思ひます。

終わります。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第43号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号、平成27年度苓北町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第44号 請負契約〔志岐漁港臨港道路2号橋上部工新設工事〕の締結について

○議長（山本政人君） 次に、日程第5、議案第44号、請負契約〔志岐漁港臨港道路2号橋上部工新設工事〕の締結についてを議案といたします。

提案理由の説明を求めます。

農林水産課長。

○農林水産課長兼農委事務局長（野田尚之君） 議案第44号、請負契約〔志岐漁港臨港道路2号橋上部工新設工事〕の締結について。

本町は、下記のとおり、工事請負契約を締結するものとする。

平成27年7月22日提出、苓北町長、田嶋章二。

記、1、工事名、志岐漁港臨港道路2号橋上部工新設工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約の金額、1億2,690万円。

4、契約の相手方、熊本県天草郡苓北町志岐30番地、株式会社横山建設、代表取締役、横山森茂。

提案理由でございます。

地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

工事内容について補足説明をさせていただきます。

今回の工事の内容につきましては、昨年度施行いたしました志岐漁港臨港道路2号橋下部工新設工事に引き続き、2号橋の上部工設置と、これに伴います取り付け道路の付帯工事を施行するものでございます。

工事関係の図面を添付しておりますので、それによりご説明いたします。

次のページをお開きください。

2号橋全体一般図により、上部工工事の概要をご説明いたします。

左上の側面図をご覧ください。赤色の部分が今回の施工工事の部分でございます。黄色い部分は、昨年度施行した下部工の部分でございます。

橋の長さは46.6m、上部の桁をコンクリート材の現場打ちで施工するものでございます。

図面右上の上部工標準断面図をご覧ください。橋桁は、箱型をした中が空洞の単純箱型の構造になっております。

左下の平面図をご覧ください。上のほうが海側となります。左のほうが紺屋町側になりまして、右側が浜の町側でございます。赤い部分で示す部分が、今回工事する上部工の部分でございます。

次のページをお開きください。

上部工構造一般図（その１）でございます。図面の上が側面図で、下のほうが平面図となっております。

橋桁の製作のため、型枠・配筋・コンクリート打設を現地で行いまして、上部工を架設する順序で施工するものでございます。

次のページをお開きください。

上部工構造一般図（その２）でございます。左上の「１－１」の図が紺屋町側の断面図で、橋桁が橋台の部分に架かる構造の断面図でございます。そして「２－２」「３－３」「４－４」は、途中の部分の断面図でございます。右上の「５－５」が浜の町側の橋台に架かる部分の橋桁の断面図でございます。

次のページをお開きください。

平面図（３／３）でございます。この図面は、浜の町側の橋台から、既に整備済みの臨港道路までの取り付けをするための施工平面と区間を示すものでございます。

赤い部分が今回の施工部分でございまして、整備の区間は72mになります。

取り付け道路構造に必要な護岸、擁壁、そして道路側溝等を整備いたします。また、海側と陸側にそれぞれ臨港道路からの取り付け道路につきましても整備をいたします。

次のページをお開きください。

標準断面図は、前のページでご説明した取り付け工事区間に設置する構造物の断面図でございます。

左下の「NO. 36 + 13.0」の断面図は、左側の海岸に護岸の擁壁、そして右側の陸側に場所打ちコンクリートの擁壁を施工いたします。

そして、左上の「NO. 37」の断面図は、海側に護岸の擁壁、陸側にブロック積み擁壁を施工いたします。

右上の「NO. 38」の断面図は、右側に道路側溝、陸側に小型のコンクリート擁壁を施工いたします。そして、赤い部分の一番右側の部分になりますが、「NO. 4」の断面の既設道路へ取り付くことになっております。

以上で、工事につきましての内容について、ご説明を終わります。

なお、工事契約の工期は、平成28年3月28日までを予定しております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

浜口君。

○8番（浜口雅英君） 今までは、この部分には水面を覆うものではありませんでした。

今回の大雨で、かなり未曾有の大雨が降ったわけですが、その場合に、今までは、上は空まで自由でしたけども、今回は水面からいくらかに橋桁が架かってしまうことになりますね。そういう今回の大雨はめったにないと思いますが、そういうものにも当然想定してあるかと思いますが、だいたい雨量は何ミリぐらいまでを想定されているのか、お尋ねをします。

それから、資料の平面図（3／3）ですね。の中で、今の既設、陸側から道路に上がる、道路が若干高くなっておるかと思いますが、今までの坂道になっておる分も、ほとんど変わりなし、あるいは同じ勾配でその道に付くのかどうかをお尋ねをします。

最後に、これは今更言うても何もならんとでしようけども、この橋には、R80のカーブがかかっています。ほって、左岸側の橋台を冲出しにして、この橋台を直線にする。そして、地上部分でそのカーブを調整するというにすれば、工事費は安くなるのではないかというふうに思いますが、そういう試算はされなかったのか、お尋ねします。以上です。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長兼農委事務局長（野田尚之君） 大雨に関しての設計雨量ということでございますが、工事の、雨量ではなくて潮位により橋の高さを決定しております。

それと、平面図（3／3）の高さについてでございますが、この取り付け工事の区間の勾配につきましては、NO.40から、この区間の橋の高さと既設の道路の高さの最大の高さの差が2.92mございます。その取り付け、この橋桁の高さと既設の道路の高さ、その取り付けの調整のために、7.2mの区間で、その既設の道路へ取り付けていくことになっております。

続きまして、Rの30、カーブについて冲出しについての設計はしなかったのかと、比較はしなかったのかということでございますが、この橋の位置につきましては、既設の防波堤がございまして、まず下流部分が大変狭うございまして、それで、既設の防波堤の突端部分から橋台を設置するにあたりまして、橋脚を建てる必要がないようにということで、そういった状況を加味した上で、この扇形のカーブとなっております。

冲出しすれば、どうしても波の影響とかも受ける可能性もございまして、そういったのを加味して設計をいたしました。

以上でございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君）　こういう海岸構造物には、潮位とか、そういうものが施工基準には重視されるかと思います。

私も、今回の大雨を見て大丈夫やろかいという気がしましたので、あとはそういうことで工事も進んでおりますので、地元の皆さんと十分そこら辺は、避難関係の打合せを十分にされて、この工事については、どれくらいまでは耐えるんだと、大潮大丈夫ですばいと、ばってんか、大潮とその大雨が重なったときには、どっか逃げ場所を見つけとってくださいということは、通常から地域の皆さんとは話をしてほしいと思います。

沖出しの件は、いろいろ検討された結果、カーブがここになったんでしょうけども、できるだけ、これまでの質問の中では、埋立て申請に期間が足るからというふうな話も説明もされとったいうふうに思います。できるだけ工事費が安くなるように、埋立て申請で1年待っても工事費が安うなれば、そっちが良かつじゃなかかというふうな気がしますので、十分検討をされて、こういった高潮対策にも取り組んでいただきたいと思います。終わります。

○議長（山本政人君）　ほかにありませんか。

松本君。

○1番（松本良人君）　1番松本です。2、3お尋ねをします。

まず、この橋梁の延長ですね、桁長、それはどういった算定方法でなされたのか。

そこに、やはり10cm20cm短こうしても、やっぱり事業費っていうのは相当な額になろうかと思えます。それが1つと。

それから、これは現場でつくって、クレーンで持って架けるのか、あるいは現場打ちになるのかですね。もし、クレーンで吊って架けるということになった場合は、箱型にしなくて、T型、逆T型の桁を3本くらいつくって架けても、値段的にはかなり安くなるんじゃないかなと、そこら辺も考えられます。そこら辺のこと。

それから、もう1つ。道路の件ですけれども。小さいカーブ、これSPの3ですかね。のところが、ちょっとカーブがとってありますね、いくらか。海寄りに何か施設ができるのか、根固めかわかりませんが、なんか計画がなされておりますけれども、やっぱりカーブをとってありますと、特に根固めの方塊なんかをするときには、内カーブの場合はなかなか設置がしづらい、そういったこともありますし、カーブをとったことで、延長もいくらか短こうなるとじゃなかろうかなと。それから、あとあとの使い勝手がやっぱりいくらか直線よりも使い勝手が悪くなるんじゃないかなと、そういうことが考えられますけども、その3点ですね。

もう桁長については、もう基礎ができとるから、私はそこら辺はタッチできませんので、もう仕方ないと思えますが、とりあえず算定した根拠を教えてください。

それからもう1つ。今回の雨量が、この地区のここら辺に与えた影響はどの程度かと

いうことを、これは建設課長さんが知つたらと思いますので、そこら辺を含めてご質問をしたいと思います。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長兼農委事務局長（野田尚之君） まず、延長の決定についてでございますが、延長の検討をするにあたりまして、既設の防波堤が右岸側、左岸側でございます。

その防波堤の突端から、防波堤に支障が出ないように余裕幅を50cmから1m設けまして、そして橋台の位置を確定するという方法で決定しております。

兩岸にそれぞれA1、A2の橋台を設置するにあたりましては、先程も申し上げましたが、下流側の河口側の川幅が大変狭うございますので、橋脚を用いないようにということで、最短部の部分を防波堤に支障ない部分で、最短の部分を検討いたしまして決定しております。その結果、46.6mの桁の長さということになっております。

続きまして、クレーンですのか、現場打ちですのかというご質問でございますが、これは、現場打ちの単純箱型の構造を、現場においてコンクリート打設してつくるもので、プレストレスト・コンクリート、いわゆるPC橋といわれる構造のものでございます。

そして、続きまして、カーブについてのご質問でございました。

これも、設計の段階で道路構造令に基づきまして、道路法線上を考慮し、そしてまた、この防波堤、古い防波堤ですけれども、残してほしいという地元からの要望もございましたので、その辺を加味いたしまして、このカーブした扇形に、ということになっておる状況でございます。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 6月の11日におけます、この河口部の、志岐川の水量等の状況ということでのお尋ねでございますが、ご承知のように、中流域を中心にいたしまして、河川から水が溢れるような事態が今回発生をしたわけでございますが、平和橋からこの河口部にかけての区域においては、護岸を越波したというようなことについての情報は、いただいておりません。

以上です。

○議長（山本政人君） よろしいですか。

松本君。

○1番（松本良人君） 橋桁の長さとかなんか、決定する場合は、慎重にやらにゃいかんと思うんですけども、これはもう、橋台ができとりますから、ここでも言うても遅いと思いますけども。

ここの物揚げ場、志岐漁港の物揚げ場が、そのまま活かされるとなれば別ですけども、もしここを撤去されるということであれば、これだけの橋の幅はいらんとじゃなか

ろかなと考えられますね。

当然、ここが何で広がったかというのは、ここは物揚げ場としてこの中に船溜まりをつくってあるから、こっだけ川幅が広がったんじゃないかなろうかというようなことも推測されるわけですね。そこら辺も含めて、やはり税金を使うことですので、入念な計画立案をしていただきたい。特に橋桁が長くなりますと、維持管理も、今後相当な金もかかります。ぜひ、こういった小さな町で維持していくのも大変でございますので、技術面、特に収束されまして、今回、申し上げませんでしたけれども、専決処分の中にもかなりの委託のような金額なんかも組んでございました。やはり、災害の測量あたり、設計あたりも、良い勉強の機会でございますのでね。

出来れば、そこら辺、勉強の機会にさせていただいて、そこら辺の見る目ですね、業者さんにオンリーじゃなくて。

○議長（山本政人君） 松本議員、質疑の時間ですからね。

○1番（松本良人君） はい。

そこら辺も、ぜひしていただきたい。

特に、直線部あたりも小さなカーブを入れておられるということでもありますけども、そこら辺も含めて、これは私も、古い護岸を残してくれろということで、今、聞いたっですけれども、これはまだ先に出しても別に問題なかったんじゃないかなと認識しますので、今後は、そこら辺を含めまして、ぜひ対応をしていただきたい、そう思っております。やはり、税金を無駄遣いしないように、よろしくお願いします。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

野崎君。

○7番（野崎幸洋君） この工事、直接のことではないんですけれども、以前、この下部工事のときに視察をさせていただいたわけなんですけども、このときに河川の状況もちょっと拝見したところ、少し堆積物が堆積しとるような感じを受けたんですけども、今回の6月11日豪雨によって、上流部の災害があったわけなんですけども、この下流に関して、そういった堆積物等の現時的には、撤去しなくても大丈夫なのか、その辺どうなんでしょう。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長兼農委事務局長（野田尚之君） この志岐川の下流部に限らず、松原川、そして都呂々川もそうですけども、豪雨により水量の勢いで、逆に海側のほうに押し流しとる状況でございます。

これもまた、波浪により、徐々にまた閉塞に近い状況にもなってくるんじゃないかなとも推測でくっですけども、現状といたしましては、陸の部分、河口の部分、河口の部分を海側に押し流している状況が、ほとんどの河川の下流部では見られる状況でございます。

○議長（山本政人君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、ないようです。質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第44号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号、請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

ここで、11時15分まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午前11時00分

再開 午前11時14分

-----○-----

○議長（山本政人君） それでは、全員おそろいでございますので、休憩前に引き続き本会議を開きます。

-----○-----

日程第6 議案第45号 請負契約〔町道赤仁田線災害復旧工事〕の変更締結について

○議長（山本政人君） 日程第6、議案第45号、請負契約〔町道赤仁田線災害復旧工事〕の変更締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 議案第45号、請負契約〔町道赤仁田線災害復旧工事〕の変更締結について。

平成26年12月5日議案第338号により議決された町道赤仁田線災害復旧工事請負契約を下記のとおり変更締結するものとする。

平成27年7月22日提出、苓北町長、田嶋章二。

1、工事名、町道赤仁田線災害復旧工事。

2、当初契約金額、6,726万2,400円。

3、変更による増減額、131万9,960円の増額です。

4、変更後請負金額、6,858万2,360円。

5、契約の相手方、熊本県天草郡苓北町都呂々916番地、前川建設株式会社、代表取締役、前川敏士。

提案理由、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

添付をいたしております図面に添いまして、説明を申し上げます。

本災害復旧工事は、町道赤仁田線、2級町道でございますけれども、平成26年7月7日の豪雨災害によりまして、被災をいたしました。復旧延長が41.4mでございます。

まず、復旧の計画についてご説明を申し上げますので、4枚目のEPS工法標準横断面図をご覧いただきたいというふうに思います。

崩落いたしました道路の路肩から、一番右側になりますけれども、道路の山側、こちらを切土整形をいたしまして、そこにEPSといわれますブロックを積み上げまして、道路を復旧するものでございます。その際、一番地山側につきましては、補強をするために、アンカーを施工をいたしているところでございます。

今回の変更は、工事の施工におきまして、法面を補強するために、岩盤に削孔してアンカーを挿入するという工事を行いましたけれども、一部におきまして、2枚目に示しております写真がございます。こちらをちょっとご覧いただきたいというふうに思いますが。

この写真に示しております岩盤線というのを、下に黒く色を塗っておりますけれども、そちらに示してありますとおり、岩盤が出たわけですが、当初の計画では、一番最後に付けております図面をちょっとご覧いただきたいというふうに思います。

当初はボーリングを行いました、想定岩線というのを地上からの深さと申しますか、こういう横のラインで岩盤が出ることを想定をいたしておりました。その後、工事を進めるにあたりまして、2枚目の図面に示しますとおり、想定しておりました岩盤が出なかったということで、今回水平並びに垂直のボーリングをそれぞれ2本ずつ掘るようにいたしました。これにつきましては、県に相談をしての処置でございます。

このボーリングを水平、垂直、合計で19m掘りましたことで、この分が、直接工事費で36万6,000円のほぼ、約でございますけれども、増額と。これが、諸経費込みで67万9,320円ということになります。

本日朝、復旧工事の変更額の参考資料ということで、A3版の計算しました用紙のほうを添付をいたしておりますが、只今申し上げました、追加をしたボーリングの部分の費用というのが、下のほうに掲載しているとおりでございます。

只今申し上げましたように、岩盤線が想定していたよりも深かったり、出なかったというようなことの中で、アンカー工について、当初73ヶ所、掘削延長で304mというふうに見込んでおったわけでございますけども、最終的には掘削箇所数で74ヶ所、掘削延長の合計で380mとなりました。箇所数で1カ所の増、掘削延長が76mの増でございます。

この分が、直接工事費で約54万6,000円の増額でございます。

この法面工事に関しまして、同じく岩盤部にコンクリートの吹き付け工を施工をいたしましたけども、岩盤が出なかったことで、このことの数値というのは、当初の見込みよりも減となっております。

これによりまして、直接経費で約14万6,000円の減額ということになっております。

工事に関しましては、増額分、減額分を差し引きいたしまして、総額でほぼ40万円、約40万円の増額です。

この分が、工事に関する諸経費込みで65万4,480円ということで、追加いたしましたボーリングの調査分、それから、法面工事の変更に伴います部分で、工事費で133万3,800円ということの増額になりますけども、その額に請負率を乗じまして、今回の変更増額となります部分が131万9,960円ということになったわけでございます。

以上で、変更内容の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

浜口君。

○8番（浜口雅英君） この工事の請負額は、今日配られた資料を見て、初めて思ったんですが、地質調査業務費も含んだところで工事請負費ということで契約をしてあるのでしょうか。

それと、変更設計の、後ろから2番目の図面で、このALT、これが岩盤線ということになりますかね。とすれば、1、2、3、4、5、標準断面図で5本のアンカー、それとプラス1本、大きなものが、アンカーが示されていますけども、岩盤線が変わった、深くなったというふうな説明をされましたが、ならばこのアンカーは、その岩盤まで延ばす必要があるんじゃないかというふうに思います。

といいますのは、1つには、この道の5mぐらい上にまた道があって、その上にまた民家がありますよね。そういう部分をやっぱり、ここが非常に危ない地域だと。そして道路の手前側には、治山ダム、治水ダムも設けてあります。

ということで、非常に危険な区域なので、そこまで配慮する必要はなかったのか、お尋ねします。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 一応、今回の工事自体が、ご指摘のように、やはり地盤的にどうしても弱い地盤というようなことは、想定ができたわけですが、そういう中で、この道路を復旧するにあたりまして土砂等で重量物を載せるということについては、なかなかやはり構造的な部分を含めまして、地質等も含めて難しいだろうと。

そういう中で、今回はEPS工法ということで、発泡スチロール状のちょっと厚いものでございますけども、その板材を敷き詰めることによって、道路の通常の盛土、それに変えて施工をしたわけでございますので、重量が軽いということで、地盤に対しての抵抗といいますか、そういう部分も、負荷も軽減できたのではないかといいふうなことで理解をいたしております。

それから、ご指摘のように、岩盤が表のほうには出なかったというようなことがありましたものですから、先程説明をいたしましたように、この工事の中で、ボーリングを、水平、垂直、更に2カ所ずつを追加という形で地盤線を確認をいたしました。

そういう中で、その地盤にあわせた中での施工をいたしましたので、今回総延長でアンカー自体のボーリング長も長くなったということでございます。

それから、このボーリング自体を、この工事費の中に含めたのかということでのお尋ねでございますけども、まず、この工事の中に含めました理由といたしましては、当然、県のほうにもご相談をした上で指示をいただいたわけですが、ボーリングの経費も、当然、そこにある資材、機械等も利用しながらのボーリングができるというようなことで、安上がりにもなりますし、もしこれを別の業務委託という形で発注するとなる場合は、工事を一時中断をしたりとか、現場内での調整等が、やはり必要になるというようなこともありますものですから、工事の中に含めての施工ということになったわけでございます。

それから、ご承知のように、一般的にボーリングと申しますのは、地質のボーリングというふうにしますと、一般的にメーターあたり10万円近く、高く経費がかかるんじゃないかということで、認識を、皆さん、私もそういう認識でおったわけですが、今回はあくまでも、岩盤線の位置を確認したということで、圧密等の、いろんなJISに規格をされているような調査が省けておりますので、安価な調査ということになっておりますので、ご了解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） この地質調査業務についてですが、これをやったのは、この当

該工事の請負業者さんということですか。それとも、別の地質関係コンサルさんなんですか。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 失礼いたしました。

地質調査につきましては、専門の資格を持たれたコンサルの業者さんでございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） その人とは、町は、どういう契約の仕方を、どういう形での契約をされているのでしょうか。

これは、報告書の作成もありますので、この当該、当初請け負われた土木関係業者さんが、そこまで幅広く、「うちは地質調査も持つもんな。」と、「だけん、報告書も何も出せるよ。」というような業者さんであれば構わんと思いますが、基本的にそういうものがなくて、別の業者さん、いま、課長の話では、別のコンサルさんに依頼したんですよということであれば、それは当然、別工事で発注すべきではなかったかと思いますが、いかがですか。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 先程も説明を申し上げましたけども、今回、この災害復旧工事を進めるにあたりまして、岩盤が出ないということで、どういう対応をすればいいかということで、県にお尋ねをいたしました。

そういう中で、岩盤が出なかったということに関しては、県としても、今まで工事費の中に含めると、含める形の中で業者に委託をして施工をしておりますよということでの助言をいただいております。

で、そういう中で、それをするのが、ある意味、先程言いましたように、現場内の調整も必要ないし、工事も中断せんでいいし、いろんな形で請け負われた業者さんもそこにある資材を利用できるというようなことで、費用としても安価に抑えることができますよということですので、それに則ってしたわけでございますが、あくまでも町との関係というのは、正直申し上げて、この工事費の中に含めておりますから、町との契約はございません。

請負業者さんとの間で、このコンサルが提出した見積書を、役場にも、当然見せていただいた中で、これだけの費用で、こういう内容でということで見積書を見せていただいた中で、この積算ということにつなげているわけでございます。

以上です。

○議長（山本政人君） 4回目です。簡略に。

どうぞ、浜口君。

○8番（浜口雅英君） これはやはり、だいたい県自体も、町は県が防波堤になってい

るような感じになりますが、やはりこれは、何と申しますか、商法上と申しますか、民法と申しますか、地方自治法上、そういう指導をする県というのは、私は問題ありと思っております。

やはり、工事の発注契約は、A会社なんだと、そしてそれに関わるのは、Bという、たまたま地質関係の調査もしなければならぬと、工事施工しとったらですね。そういったところが、ほんならAさん一緒に良かですかという、そらもう、お金も安くなるし、別にまだ、足場とか何とか別に用意せんでもよかけんなあって、それば使うてよかけんなって、しなっせっていうことを指導した県の考えが私はおかしいと思っております。

やっぱりこれは、あくまでも発注者は苓北町ですので、町の判断の中で工事の業者さん、それから、地質関係の業者にお願いをすべきだというふうに思っております。

○議長（山本政人君） 答弁ありますか。

土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 浜口議員のご指摘もわかるわけでございますけども、先程申し上げましたように、別の業務という形で当然発注するとなれば、町としても予算の対応も当然でございますけども、工事を中断をするような事態が。

○8番（浜口雅英君） お金んかかったっちゃ、そら法律どおりぴしゃっとせじやな。

○土木管理課長（山口仁人君） いや、法律どおりというか、これについては別にその、こういうやり方をしてはいけないというようなことについては、私はないというふうに理解をいたしております。

以上です。

○議長（山本政人君） はい、ほかにありませんか。

高戸君。

○3番（高戸幸雄君） その委託で、いま問題になっておりますけども、地質ですね。

そうすると、これの本工事の中に、当然含まれた、この請負い契約変更となっておりますわけですけども、この金額も国庫補助の対象の667ですか、その対象はなるんですか。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 今回、追加いたしました、このボーリング調査につきましては補助対象外でございます。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

松本君。

なお、発言は簡潔明瞭をお願いいたします。どうぞ。

○1番（松本良人君） 厳しい議長のご注意でございますので、簡単に質問します。

起終点の問題です。起点終点の問題ですけれども、今度設計では、直でずっとなると思いますが、既設側はある程度勾配があると。なかなか取り付け部が問題じゃなからう

かなと思うわけですね。特に、やはり増破あたりはいくらか重機あたりでも動かします
のでね、起点終点の巻き方、取り付け方が、今後の再発の、増破に影響しやせんかなと
思いますけれども、そこら辺の対応をどうなさっているか、お尋ねをいたします。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（山口仁人君） 起終点の施工等の巻付けについて、どういう対応をす
るかというお尋ねでございますけども。

まず、起点部につきましては、現状が切土の状態でございますが、最終的にはそこ
には盛土をいたしまして、今回の施工との巻付けを実施する予定でございます。

終点部につきましては、既設のブロック積みがございますので、その間、隙く部分に
関しては、コンクリートでの充填を施工する予定でございます。

以上です。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 特に起点部には、盛土の、たぶん残土あたりを使用されると思
いますけれども、特に施行に段切り等を行って滑らんような感じで、ぜひ、今後の再発
をしないような形で、ひとつ頑張ってくださいたいと思っております。

終わります。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第45号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号、請負契約の締結については、原案のとおり可決されまし
た。

-----○-----

日程第7 請願第1号 安全保障関連法案に反対する請願

○議長（山本政人君） 日程第7、請願第1号、安全保障関連法案に反対する請願を議
題とします。

お諮りします。

請願第1号については、議会運営委員会にお諮りし、会議規則第92条第2項の規定

によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

紹介議員の説明を求めます。

石田君、壇上をお願いします。

〔6番 石田みどり君 登壇〕

○6番（石田みどり君） 6番議員の石田でございます。

安全保障法案に反対する請願書を提出いたします。

政府は5月14日、「平和安全法制整備法」及び「国際平和支援法」（海外派兵恒久法）を閣議決定をして、国会に提出をしました。法案は全て、自衛隊の役割を拡大して、海外派兵や米軍の支援にあてるためのもので、地理的な制限もない、地球上どこでも派兵して、米軍のあらゆる戦争に参加し、日本が「殺し、殺される」道に入る危険が飛躍的に高まるものである。5月26日から審議が始まっているが、6月4日の衆議院憲法審査会では、3人の憲法学者全員が法案に「違憲」の宣告をしたことは重大である。与党が推薦した早稲田大学の長谷部恭男教授も「集団的自衛権が許されるという点は憲法違反だ」と明言している。又、テレビ番組『報道ステーション』が行った憲法学者へのアンケートでも「違反にあたる」と「違反の疑いがある」との回答が149人中146人となっている。

5月31日に、共同通信社が行った世論調査では、「政府が十分説明しているとは思わない」が81.4パーセントとなっており、「戦争に巻き込まれるリスクが高くなる」と答えた人は68.8パーセントである。政府と国民との間には、大きな隔たりがあるのは明らかである。

再び日本が戦争の道に進むことを望む国民はいないはずである。「二度と海外で戦争をしない」と誓った憲法の平和原則を根本から破壊するもので、このようなものが憲法9条の下で許されて良いはずはない。本町でも、先の戦争で親や兄弟を亡くした人、原爆で被害を受けた人が大勢いる。今年には戦後70年の節目の年であり、これまで日本が守ってきた平和を脅かすことがあってはならない。

茶北町議会において、政府と国会が下記事項を講ずるよう意見書を提出して下さるよう請願をいたします。

1つ、現在、国会審議中の安全保障関連11法案の今国会での成立を断念すること。

以上、地方自治法第124条の規定により、請願書を提出するというところでございます。

ちょっと追加といたしまして、説明をさせていただきたいというふうに思います。

安全保障関連法案は、衆議院で自民党、公明党の数の力で強行採決をして、審議は参議院に移ります。この法案は、全て自衛隊の役割を拡大して、海外派兵や米軍の支援にあてるためのもので、地理的制限もなく、米軍のあらゆる戦争に参加して、日本が殺し殺される道に入る危険が飛躍的に高まるものです。

憲法学者の多くも、憲法違反だと反対を表明しております。自民党が推薦した憲法学者までもが憲法違反であると言いました。世論調査でも80パーセント以上の方が、この法案には反対、もしくは慎重審議を求めています。

いま、あらゆる階級階層、老若男女を問わず、全国で反対の声が大きくなってきています。特に、若い、政治に無関心だといわれている人たちが反対を唱えています。

20日にも学者や研究者150人が、黙っておれないと集会を開き、反対声明を出しました。学者、文化人が1万人以上も反対声明に名前を連ねています。このように反対が盛り上がったのは、今までになかったことだと報道もされております。

この法案が、いかに危険な法案であるかという表れではないでしょうか。

イラク戦争の時の自衛隊の活動は、非戦闘地域で後方支援だったにもかかわらず、ロケット弾などで脅かされて命がけの回避行動をとったとの報道もあります。

この安保法案は、範囲も地球規模であり、非戦闘地域の歯止めを撤廃し、弾薬補給、武器の輸送も行います。自衛隊のリスクも大幅に拡大します。

戦後70年、憲法9条に守られていて自衛隊から1人の戦死者も出していないし、1人の外国人も殺してはいません。荅北町からも、たくさんの方が自衛隊で活動していらっしゃいます。また、先の戦争で被害を受けた人が大勢おられます。再び日本が戦争の道に進むことがないように、平和憲法、日本の宝である憲法9条に違反する、この法案の成立を阻止するため、本会議は、政府と国会への意見書を提出していただくよう、強く求めるものでございます。

紹介議員といたしまして、田嶋議員と私でございます。私が代表して、説明をさせていただきます。

以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（山本政人君） 以上で、紹介議員の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

倉田君。

○5番（倉田 明君） 倉田です。

只今、いわゆる安全保障関連法案に反対する請願書を2名の賛成者の下、石田議員が代表されて朗読されました。

既にご承知のとおり、先の去る7月15日には衆議院のいわゆる平和安全法制特別委員会において可決され、そして翌16日は衆議院本会議で可決されました。

この請願書が提出された時点においては、まだ衆議院の特別委員会でも審議中でありました。ただ、ご承知のとおり、先程補足説明でも若干触れられたような感がいたしましたが、既に衆議院を通過し、参議院で今後審議されるようになっております。

このいわゆる変化の部分について、どのようなお考えであられるのか、石田議員にお尋ねをいたします。

いわゆる衆議院のほうでも本会議で可決されましたよね。で、この提出された請願の時点では、まだ特別委員会で審議中だったわけですね。この変化について、今の状況をどう判断、考えであられるのかを、その点にまずお尋ねをいたします。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） この請願書を提出したときには、衆議院でまだ審議中でした。そのあと、先程倉田議員もおっしゃったように、可決をされた衆議院で採決をされたということでございますけども、これも私が言いましたように、自民党、公明党、与党の数の力ということで、強行採決をされたということございまして、あとは審議が参議院に移るということでございます。

いま、強行採決したあとも、本当に反対の声が大きくなっていると。日に日に大きくなっているという状況でございますので、ぜひこのことも加味していただいて、この議会でも意見書を上げていただきたいというふうに強く要望いたします。

○議長（山本政人君） いいですか。

ほかにありませんか。

浜口君。

○8番（浜口雅英君） これは、資料に出されております安全保障関連法案に反対する意見書（案）、この文面は、この文面で賛否をとられるわけですか、それとも、修正が入ってくるわけなんでしょうか。

○議長（山本政人君） これも採択については、この文でしょうね。意見書は、当然、修正をなされてしかるべきだというふうに思いますけど。

浜口君。

○8番（浜口雅英君） そしたら、意見書は修正が可能だということですか。

で、修正後の意見書というのは、いつの時点で示されるのでしょうか。

○議長（山本政人君） これが採択となって、そして議案として提出されたときに、提出をいたします。

ほかにありませんか。

山下君。

○10番（山下時義君） 石田議員に、2、3点お尋ねいたします。

この文章では、「殺し、殺される可能性がある」と、このような文面になっておりま

す。いま、政府の答弁では、やはり、日本の周辺の、そういう防衛の環境が、たとえば北朝鮮とか、たとえば中国などの軍事費の増額、そういうことで、大きく日本の平和と国民の暮らし、これをやっぱり考えたときに、大変重要な時点に差し掛かっているというようなことがいわれております。

その点、どういうお考えであるのかが第1点。

第2点は、この報道ステーションのアンケート調査を明記してありますが、ご承知のように、アンケート調査ちゅうのは、なかなかその数字ちゅうのは掴みにくい状況であって、自分たちの都合の良い、えらい失礼ですが、良い場合には高くするし、都合の悪いところは低くするというようなこともあります。

そういうことが私としては納得いきませんが、この2点について、まずお尋ねをいたします。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） 中国とか、そういうのとかの危機があるというふうに発言をされましたけども、そういう部分も確かにあるとは思いますが。

だからといって、それこそこちらが武器を持ってとか、戦争事態になるようなことを許してはならないというふうに思います。

やっぱり話し合いで解決するべきだろうというふうに思います。

安倍総理も答弁をしておりますけども、武器を使うという答弁がなされておりますし、それこそ自衛隊にリスクもあるという答弁も安倍首相もしております。

だから本当に、この法案では非戦闘地域という歯止めをなくしました。で、弾薬補給とか武器の輸送も行います。となると、やっぱりリスクが高くなるというのは当然だろうと思います。

だから、それこそ今まで憲法9条に守られている自衛隊員が1人も殺していない、1人の犠牲者も出していないところが、やっぱり大きい、日本の大きなところではないかなと思うんです。

だからぜひ、この法案は1人の犠牲者も出さない、又、戦争へ行く道を回避するためにも、ぜひ審議を、意見書を出していただきますように、よろしくご審議、お願いしたいと思います。

アンケート調査なんですけども、ここには共同通信社と書いてありますが、今、各新聞社とか、ほとんどのところがアンケートを採っております。そのどれを見ても、やっぱり慎重審議を要するとか、反対であるというのが80パーセントを超えております。

先程、山下議員が都合の良いように解釈できるふうにはおっしゃいましたけども、実際は、アンケートを採った上でのパーセントでございますので、そこら辺はちょっと都

合の良いようにというのは、おかしいんじゃないかなというふうに思います。

それこそ、各新聞社が、ほとんどの新聞社が、今、アンケートを採っております。

今までに、本当にこういう反対運動が起こったというのはなかったことだというふう
に報道もされておりますので、本当に危険極まりない法案だというふうに思っております
ので、よろしく願いいたします。

○議長（山本政人君） 山下君。

○10番（山下時義君） もう1回、発言します。

これほど反対の意見が強かったと、このような発言がございましたが、ご承知のとおり、50年前に安保闘争というのがあって、大変な反対運動があったわけです。

そのときも戦争になるんじゃないか、殺されるんじゃないかというような反対の意見
が強うございましたが、現在、日本は、アメリカと日本との同盟国を軍事的に結んでお
りますので、平和で、国民の暮らしも安定しているというようなことでございます。

もし、これはもしもの話ですが、北朝鮮が日本の北海道から沖縄まで、すでに射程を
した弾道ミサイルを開発しております。これに核弾頭を載せた場合、まさに福島で原発
事故がありましたように、それ以上の日本全島に対して、大変厳しい状況が想像されま
す。これはあくまでも、防衛する側、あるいは批判する側、架空の話であって、なかな
か政府としても、国の名前、あるいは状況を説明するからには、大変相手国に対して失
礼なこともあって、なかなか説明がわかりづらいところがあると私は思っております。

ご承知のように、今、提案者がありましたように、日本には憲法9条がありまして、
この平和憲法によって今日までやってきたわけです。今後も、絶対こちらから戦争をし
たり、相手の侵略戦争をしたりというようなことは一切しないと、このようなことでご
ざいます。

ご承知のように、自民党、公明党、次世代の党、約320名という、我々が選出した
代議士の先生方が、この安保法案については賛成をしていらっしゃる。つまり、今後の
日本を運営していく上で、やはり防衛だけは考えておかなければ、他国からそういう攻
撃を受けた場合、みじめな状態になるのは火を見るよりも明らかでございます。

私はそういう意味で、ちょっとこの文章では賛成するのは非常に荅北町議会としても
問題があるのではなかろうかと、このように思っております。

以上です。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

松本君。

○1番（松本良人君） 1番松本です。

いろいろ貴重な意見が出ておりますけれども、私がお願いすることは、まず憲法に、
はたして則るかな、に、添った法案がつくられているかなということだろうと思います。

ぜひ、憲法をもう一回見直して、駄目ならば憲法のほうを変えていただくようなこと。それとか、もうちょっと国民に、やっぱり理解あるような説明の時期をいっぱい与えていただいて、国民に納得させるようなことで進んでいただきたい。

そこら辺を、ぜひ一言でも二言でも入れていただきたい、そう思っておりますが、よろしくをお願いします。

○議長（山本政人君） それは、意見書の中で反映をさせていきたいというふうに思っていますが、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、討論の場合は、原案に反対者の発言を許します。

山下君。

○10番（山下時義君） 私は、この原案については反対であります。

と申し上げますのは、先程申し上げましたように、やはり、日本の平和と安全、これを考えた予防的な措置、これは大切であります。

先程から話がありますように、順序としては、やはり憲法9条を改正をして、そしてこういうことを進めていくというのが、私は当然のことと思いますが、それが、異様な、いろいろな事柄があってできないというようなことでありますので、やはり、現時点において、先程から申し上げましたように、北朝鮮とか、あるいは中国の軍事費の増大、こういうことによって、日本の防衛の環境が非常に変化している。このことを考えるときに、それでいいんだろうかというようなことを考えておりますので、ちょっとこの文章では賛成できかねますので、私は反対をいたします。

以上です。

○議長（山本政人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

浜口君。

○8番（浜口雅英君） まず、この請願書の中で、途中の文章がいっぱいありますが、要は、苓北町議会において、政府と国会が下記事項を講ずるよう意見を提出して下さるよう請願いたします。

この下記事項、記、現在、国会審議中の安全保障関連11法案の、今国会での成立を断念すること、だと思えます。

そういう意味で、まず本関係法令法案については、衆議院憲法審査会で、これに参加された憲法学者3人のうち1人は与党が推薦した学者でしたけども、先程、憲法9条の話が出て、これが大丈夫だということでしたが、この法案は、憲法違反ということ、ぴしゃっと話しておられます。にもかかわらず、国は、衆議院特別委員会、衆議院本会

議で強行採決されました。

安倍総理は、自ら国民に十分理解されていないということを自らが認識しておられます。このような中で、一連の国の取組により、内閣支持率の、今朝の読売新聞では、朝日新聞では37パーセント、毎日新聞が35パーセント。アンケートは、あんまりあてにならないという話もありましたが、やはり1つの大きな国民の意思を表示しているものだというふうに思います。ここまで、内閣の支持率が落ち込んでいるということは、この法令は、国民が望んでいない法律だということを如実に表しております。国民の総意に基づく、現憲法に基づく、今の憲法に基づく世界平和のための国政を求めます。

よって、本意見書、この請願は受け付けるべきだと思います。

以上です。

○議長（山本政人君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。

請願第1号を採決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議がありますので、起立によって採決を行います。

原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本政人君） 起立多数です。

したがって、請願第1号は採択することに決定しました。

お諮りします。

只今採択されました請願第1号の意見書は、本日の日程に追加し、提出者、賛成者を定め、追加提案をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号の意見書の提出については、追加提案することに決定しました。

ここで、追加日程のため、しばらく休憩いたします。

暫時休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午前 11時59分

再開 午後 0時07分

-----○-----

○議長（山本政人君） それでは、休憩前に引き続き本会議を開きます。

只今お手元にお配りをいたしましたこれが、苓北町議会としての意見書の案でございます。今から、事務局長に朗読をしてもらいます。

お願いします。

○事務局長（宮崎裕昭君） 安全保障関連法案に反対する意見書（案）。

政府は5月14日、「平和安全法制整備法」及び「国際平和支援法」（海外派兵恒久法）を閣議決定し、国会に提出した。法案は全て、自衛隊の役割を拡大して海外派兵や米軍の支援にあてるためのもので、地理的な制限もなく、日本の危険が飛躍的に高まるものと考えられる。このように重要な法案について、テレビや新聞等によれば「政府が十分説明をしているとは思わない」と答える人が8割を超えると報道されている。こうした中、同法案は7月15日、衆議院平和安全法制特別委員会で可決され、翌7月16日には衆議院本会議で可決され、衆議院を通過した。

再び日本が戦争の道に進むことを望む国民はいないはずである。「二度と戦争をしない」と誓った憲法の平和原則を根本から破壊するもので、このようなものが憲法第9条の下で許されてよいはずはない。本町でも、先の戦争で親や兄弟を亡くした人、原爆で被害を受けた人が大勢いる。今年は戦後70年の節目の年であり、これまで日本が守ってきた平和を脅かすことがあってはならない。

よって、本議会は政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

記、1、現在、国会に提出されている安全保障関連11法案の今国会での成立を断念すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成27年、月、日、熊本県天草郡苓北町議会議長、山本政人。

衆議院議長、大島理森様。参議院議長、山崎正昭様。内閣総理大臣、安倍晋三様。安全保障法制担当大臣、中谷元様。防衛大臣、中谷元様。

○議長（山本政人君） 以上、朗読をしていただきましたが、皆さん方のご意見ありませんか。この意見書に対して。

浜口君。

○8番（浜口雅英君） 文面の修正案ということで、意見を出してよろしいんでしょうか。

○議長（山本政人君） はい、どうぞ。

○8番（浜口雅英君） 3行目、「法案は全て」で「全て」を削除します。

それから4行目「のもので、地理的な」には、「もの」という次に、読点「。」をつけて、「で」以降、5行目、6行目、7行目、8行目を削除、「通過した」も削除します。

○議長（山本政人君） どこで、どこを削除する。

○8番（浜口雅英君） 「法案は、自衛隊の全て」を消して、「自衛隊の役割を拡大して、海外派兵や米軍の支援にあてるためのもの」で、文を切ります。

あと「地理的な制限もなく、日本の危険」それから次の文「このような重要な法案、テレビ、新聞、報道」から「こうした中、同法案は7月15日、衆議院で可決され、翌7月16日は衆議院を通過した」ここまで削除します。1、2、3、4、5行です。

○議長（山本政人君） 4行目の「地理的な制限もなく」っていうところから、「通過した」っていうところまで削除。

○8番（浜口雅英君） はい。

そして、次の行が「再び日本が戦争の道に進むことを望む国民はいないはずである」じゃなくて「いない」で、「。」で止めます。「はずである」は消します。

それから、次の行で、終わりに「このようなものが」は削除し、「再び日本が戦争の道に進むことを望む国民はいない。二度と戦争をしないと誓った憲法の平和原則を根本から破壊するもので、憲法第9条のもとで許されてよいはずがない。本町でも先の」あとはそのままです。それから、「記」の次に、「1番、現在、国会に提出されている安全保障関連11法案の成立を断念すること、今国会での」は削除します。

以上です。

○議長（山本政人君） そういう案が、いま出されましたが、皆さんどうですか。

山下君。

○10番（山下時義君） ちょっと、議長にお尋ねしますが、先程、請願者から出された原案ですね。只今の修正案、浜口議員のご意見等々、非常に請願で採択した案文が、大きく削除されるようなことがあっておりますが、こういうことが許されるんですかね。

やっぱり、採択したその文書に添った意見書を出すのが、議会としては本筋じゃなかですか。それを修正して出すということは、最初から、そういう文面になっとれば、また私の考えも違うんですよ。

それで、最初のこれに対して、私は反対したわけですからですね。

そういう立場の方はどうなりますかね。

これは、熊本県の議長会なんかにもお諮りしていただいて、正式な苓北議会ですから、そういうことは、そういう法に則った運営をしていただきたいと思います、いかがでしょう。これは、議長に私は質問します。

○議長（山本政人君） そのことにつきましては、請願書は請願書として全て原文を皆

さん方にお知らせをせにやいかんと、そういうふうを考えました。

そこで、この意見書につきましては、苓北町議会の議長、山本で出すわけですから、これは当然、苓北町議会としての意見が反映されるべきだというふうを考えました。

これまでも、意見書（案）と、それから実際の意見書につきましては、提出時に修正されて、それを出されたこともありますので、そういうことで取扱いをいたしました。

山下君。

○10番（山下時義君） ちょっと、もう少し具体的に、どういうことが過去においてありましたかね。ちょっと教えてください。

○議長（山本政人君） 何をですか。

○10番（山下時義君） 今、議長から、結局は請願で採択したその文面とは違った意見書を修正して、それを議会に諮るということは、今までの議会でどういう問題があったのかを教えてください。

○議長（山本政人君） さあ、そのことについては覚えはありませんが、しかし、請願が出されたときに、そういう修正をして、柔らかくして出した経緯はあるというふうに私は思います。

それで、この中身につきましては、請願を出されたその趣旨と大きく外れることはないというふうに判断を私はいたしております。

石田君。

○6番（石田みどり君） 今も議長が言われましたように、趣旨としては大きく離れているわけではないと思いますので、この意見書の案で私はいんじゃないかなと、請願の紹介議員といたしましては、趣旨は大きく離れてませんので、これで良いというふうに思います。

○議長（山本政人君） 山下君。

○10番（山下時義君） 私が発言していることは、結局、そういうことが法的に可能かどうかということをお聞きしておるんですよ。

それは、ここで考えて、これがいいでしょうとか何とかじゃないですよ。

やはり、議案提出については、第何条何項のもとに提案しているんだというようなことが、地方自治法にはありますでしょう。やっぱり、そういうとをお示ししていただいて、私を納得させていただきたい。

以上です。

○議長（山本政人君） ここで、しばらく休憩をいたします。

—————○—————

休憩 午後0時17分

再開 午後0時18分

○議長（山本政人君） 先程の山下議員の質問であります、法律等に明示された文があるかというようなことをございました。

先の議長会を聞いてということをございました。このことにつきましては、事務局が、既に、そのことについては確認をいたしておりまして、議長会からの答弁につきましては、当初出された請願の文書と、そして今回の意見書、これが中身が大きく違わなければ、言うことがこれでわかるというようなことであれば問題はありませんか、そういう回答であったということをございます。

よろしゅうございましょうか。

○10番（山下時義君） はい。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

田嶋君。

○9番（田嶋豊昭君） いま、石田議員から言われましたが、私も紹介議員として、この意見書の案で良いと思います。

よろしくお願ひします。

○議長（山本政人君） その意見書の案で良いということと、それから、浜口議員から出されました削除する文をございます。

このことについて、どうしましょうかね。どっがよかでしょうか。

倉田君。

○5番（倉田 明君） それぞれ、議員のお考えはあられると思いますが、浜口議員が提案された部分もごもつともな部分もありますが、全体的な流れとして、この文章で私は良いと思います。詳細については、あとで議長のほうで判断されてください。

○議長（山本政人君） ほかにご意見ありませんか。

野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 私は、浜口議員さんの意見で賛成しますけども。

なぜかといいますと、ここに載っております最後の「記、現在、国会に提出されている安全保障関連11法案の今国会での成立を断念する」ここだけ、私はどうも気になりますので、やっぱり「今国会」を削除し、「成立を断念すること」で提出をしていただきたいと思います。

○議長（山本政人君） 「今国会」を除いて。

ただ、意見書じゃなくて、請願書ですね。ここで、「記」のところで、「今国会での成立を断念すること」というふうに文言が入っています。ですから、文言が入らないということになると、大きく違うなというふうに判断をいたしますが。

ですね。これは入れときましようか。ですね。

ほかにございせんか。

浜口君。

○8番（浜口雅英君） この原文では、「地理的な制限もなく、日本の危険が飛躍的に高まるものと考えられる」、これは一方的な見方ですね。

国は、こういう言い方はしておりません。そういう中で、これを一方的にそういう捉え方をしているのかどうか、という気がします。

そこら辺は、削除してしまっ、要は、「記、1」の「現在国会に提出されている安全保障関連11法案の成立を断念すること」これが要なんです。一番主なんです。

それで、前の10行20行は単なる飾りにしか過ぎないわけですので、できるだけ精解な、精解を前語りに持ってきてやって、それから「記」で成立を断念するというふうにして持ってきた方がいいと思います。

そうせんと、「テレビや新聞報道において」ということで、そこら辺も、非常に人のせいにしてあつすよね、この文章は。新聞にそがん書いてあるもね、テレビがそがん言うもねって、そういうことじゃなかわけでしょう。私たちは、日本の平和を守りたいわけ、若い人たちを戦場に送りたくない、そのことなんです。

ということであれば、そういう無駄な文字は削除してしまうということです。

○議長（山本政人君） まあ、そういう意見が出ました。

ただ、無駄とかじゃなくて、そういうことだというようなことですよ。

山下君。

○10番（山下時義君） 浜口議員の議論は、この採択するかせんかのところで、お話をさせていただかんば、つまらんとやなかつですか。

そうせんと、私は熊本県の議長会に事務局がお尋ねしたとはありますが、私も個人的にお尋ねしようと思いますが、はたして、それでいいのかなと私は思っつとですよ。

それで、そういう、意見書も修正する、請願も修正するというようなことがはたしていいのかということですか。

○8番（浜口雅英君） 請願は修正しとらんですけど。

○10番（山下時義君） いいや、ああたは、このいま出た意見書を。

それですたい。それも修正すつとでしようもん。あんたの意見は。

○8番（浜口雅英君） 意見書は修正してよかておっしゃったですもね。

請願はどうするのかって、請願は認めたのに。

○議長（山本政人君） それでは、議論を尽くされたと思います。ですね。

まだ意見はありますか。

○議長（山本政人君） 錦戸君。

○11番（錦戸俊春君） 私は、浜口議員と同じ意見でありまして、意見に一応賛成で

す。

ただ、ここの「記」のところの「今国会での成立」っていえば、次の国会でにやよかっかなってということにつながっていくような感じがするわけですね。

やはり、この意見書というのは、この法案を一応、成立しないという意見書じゃなからうかなっていう気はすつとですね。

ただ、十分審議をされて、国民にも説明されて、納得いく上でだったならば、成立というようなことも可能ではなからうかなという気がせんでもなかですけども、やはりそこまで、まだいってないということでもありますので、いってからやっばすべきだということ、この文章は外した方がいいんじゃないかなという気がします。

○議長（山本政人君） したがって、その「記」の下の「今国会での成立」ということは必要だということですか。

○11番（錦戸俊春君） いえ、必要ないと。

○議長（山本政人君） 必要ないと。

○10番（山下時義君） しかし、ここが一番重要なところじゃかっかな。

○議長（山本政人君） これは、請願が「今国会での」てなつとるけんな。

これは、大事なことだというふうに思います。

それでは、もう、いいですか。

それでは、どうするかを決を採ってみましょうね。

この案文に賛成の方。

はい、何ですか。

○1番（松本良人君） これは、全体での案文ですか。

○議長（山本政人君） そうそう、さっき出されたこれ。

○1番（松本良人君） いや、私は、ここの「今国会での」、こん、「今国会」はやっば消してもらいたかですね。ほっで、これでは反対です。

ばって、ちょっと修正してもらえれば、賛成です。

○8番（浜口雅英君） そら、大事ですよ。

○1番（松本良人君） 大事ですよ。

○議長（山本政人君） 「今国会」ちゅうのは、請願書の中で、「今国会での成立を」というふうに文面が入ってるので、これには当然、意見書の中にも入れる必要があるのではないかということで、一応、これは案は作成をしておるところですね。

松本君。

○1番（松本良人君） ここら辺も、提出者の方に、もう一回お尋ねいただいて、それが駄目ということであれば、そっちをもう取り下げていただいて、こっちを新しくつくと、この議会でつくるという形にさせていただきたいと私は思います。

○議長（山本政人君） それでは、ここで意見が十分出ましたので、決を採ります。
よろしいですか。

異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） それではここに、先程出されました修正をされた意見書（案）
について、賛成の方、挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（山本政人君） 賛成多数です。

したがって、この安全保障関連法案に反対する意見書（案）につきましては、先程提出
されました、この文面によって、意見書を提出することにいたします。

それからここで、提出者、そして賛成者の議員さんのお名前の決定をしたいと思いま
すが、従来までは請願に関連する委員長さんが提出者であって、それから賛成者は、そ
の他の常任委員長さんたちがなっていたとということが建前でございました。

今回につきましては、この請願につきましては、総務委員会の関連請願だというふう
に考えますが、今回は残念ながら、山下委員長さんが反対でございましたので、案とし
ましては副委員長の浜口さんが提出者、そして、賛成者が田嶋さんとそれから野崎さん
でお願いをしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

○8番（浜口雅英君） 議長。

○議長（山本政人君） はい。

○8番（浜口雅英君） 私は、一番最後ん文章は、決定した、あの文章はあのままでは
反対しました。私は、この示された意見書の中から、たとえば、1つだけ言えば、4行
目の「もので」というところは「もの」で終わるといふふうになりました。

今、ここで通過したのは、そうじゃなくて配られたままの文面なんでしょう。

これはどがんすれば。私は、賛成の立場ということですか。

○議長（山本政人君） ああ、そうですか。

○8番（浜口雅英君） そういうものがありますけど。

今のあれでも、反対、賛成はしませんでした。この文章では。浜口修正案に賛成です。

○議長（山本政人君） まあ、文はそうやったろばってん、気持ちとしてはそうじゃな
かったっでしょうもん。そうじゃなかですか。違う。

○8番（浜口雅英君） まあ、よかです。わかりました。

○議長（山本政人君） よかですか。

それでは、そういう意見ではございましたが、了解をいただきましたので、先程申し
ましたように、提出者は浜口議員、それから賛成者は田嶋議員と野崎議員というよう
なことでよろしいですか。

[「お願いします」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） それでは、追加日程をいたしますので、そのためにしばらく休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午後0時31分

再開 午後0時39分

-----○-----

○議長（山本政人君） それでは、休憩前に引き続き本会議を開きます。

-----○-----

追加日程第1 発議第2号 安全保障関連法案に反対する意見書の提出について

○議長（山本政人君） 追加日程として、発議第2号、安全保障関連法案に反対する意見書の提出についてでございますが、別紙のとおり意見書を提出するものとするということで、意見書は提出されております。

提出者の浜口君、壇上で朗読をしてください。

○8番（浜口雅英君） 質問するわけにはいかんとでしょう。

○議長（山本政人君） はい、質問は受け付けません。

[8番 浜口雅英 登壇]

○8番（浜口雅英君） 発議第2号、安全保障関連法案に反対する意見書の提出について、別紙のとおり意見書を提出するものとする。

平成27年7月22日提出、提出者、苓北町議会議員、浜口雅英。

賛成者、苓北町議会議員、田嶋豊昭、賛成者、苓北町議会議員、野崎幸洋。

次のページをお願いします。

安全保障関連法案に反対する意見書（案）。

政府は5月14日、「平和安全法制整備法」及び「国際平和支援法」（海外派兵恒久法）を閣議決定し、国会に提出した。法案は全て自衛隊の役割を拡大して、海外派兵や米軍の支援にあてるもので、地理的な制限もなく、日本の危険が飛躍的に高まるものと考えられる。このように、重要な法案についてテレビや新聞等によれば、「政府が十分説明をしているとは思わない。」と答える人が8割を超えると報道されている。こうした中、同法案は7月15日、衆議院平和安全法制特別委員会で可決され、翌7月16日には衆議院本会議で可決され、衆議院を通過した。

しかし、再び日本が戦争の道に進むことを望む国民はいないはずである。「二度と戦争をしない。」と誓った憲法の平和原則を根本から破壊するもので、このようなものが憲法第9条のもとで許されて良いはずはない。本町でも先の戦争で親や兄弟を亡くした人、原爆で被害を受けた人が大勢いる。今年は戦後70年の節目の年であり、これまで

日本が守ってきた平和をおびやかすことがあってはならない。

よって、本議会は政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

記、1、現在、国会に提出されている安全保障関連11法案の今国会での成立を断念すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成27年7月22日、熊本県天草郡苓北町議会議長、山本政人。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、安全保障法制担当大臣、防衛大臣様。

以上です。

○議長（山本政人君） 只今、安全保障関連法案に反対する意見書の説明が終わりました。

このことについて、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

よって、このようなことで意見書を提出したいと思いますが、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。以上をもちまして、本臨時会に付議された案件の審議を全て終了しました。本日の会議を閉じます。

これをもって、平成27年第4回苓北町議会臨時会を閉会いたします。

どなた様も大変お疲れでございました。

-----○-----

閉会 午後0時45分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

荅北町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員